

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

(薬務課)

一

訓 令 甲

○附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○宮城県地域医療計画の変更

(医療整備課)

二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

(障害福祉課)

二

指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

(同)

二

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(二件)

(農村整備課)

三

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(水産業振興課)

三

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

(防災砂防課)

三

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(同)

四

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

四

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(北部地方振興事務所)

四

公 告

○開発行為に関する工事の完了(四件)

(建築宅地課)

五

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定の取消しについて

(収用委員会)

五

収用委員会

○裁決手続開始決定の更正決定

(収用委員会)

六

○五間堀川早股事件裁決手続開始決定

(収用委員会)

六

規 則

○五間堀川早股事件審理の開始
○五間堀川早股事件審理の開始について公示による通知

六 六

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十六号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和三十九年宮城県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中

「 年 月 日から
年 月 日まで

を

「 年 月 日から
年 月 日まで

に

なお、本語句については、同法第58条の6第1項の規定により、以下の条件を付する。

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十二号

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令第九号)の一部を次

のように改正する。

別表宮城県障害者施策推進協議会の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年十二月十九日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百八十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六第一項の規定により、宮城県地域医療計画を変更し、同法第三十条の四第二項第七号及び第八号に掲げる事項を宮城県地域医療構想として定めため、同条第十五項の規定によりその概要を告示する。

なお、変更後の宮城県地域医療計画は、平成二十八年十二月六日から一か月間宮城県庁（保健福祉部医療整備課）において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域医療構想策定の趣旨

1 趣旨

2 地域医療構想の位置付け

二 総論

1 少子高齢化の進行

2 医療資源の現状

3 構想区域の設定

4 医療需要、必要病床数及び居宅等における医療の必要量

三 区域別構想

1 仙南区域

2 仙台区域

3 大崎・栗原区域

4 石巻・登米・気仙沼区域

四 地域医療構想の推進体制

1 地域医療構想の達成に向けた取組の方向性

2 地域医療構想調整会議

3 進行管理

○宮城県告示第九百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一二四〇〇三七	特定非営利活動法人 ホープワイルドワイ ド・ジャパン ホー プ就労支援センタ ー みやぎ 巨理郡巨理町字五 日 町二十二番地	就労継続支援B 型	特定非営利活 動法人ホー プワイルド ワイ ド・ジャ パン	平成二十八年 十二月一日

○宮城県告示第九百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十八年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二四〇〇二七七	特定非営利活動法人 ホープワイルドワイ ド・ジャパン ホー プ就労支援センタ ー みやぎ 巨理郡巨理町字五 日 町二十二番地	就労継続支援A 型	特定非営利活 動法人ホー プワイルド ワイ ド・ジャ パン	平成二十八年 十一月三十日

○宮城県告示第九百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十八年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四二二八〇〇一三八	事業所の名称及び所在地 株式会社葉菜山葵栽培園 加美郡加美町味ヶ袋 新坂一番	廃止する指定障害 福祉サービスの種類 型 就労継続支援 A	設置者名 株式会社葉菜山葵栽培園	廃止年月日 平成二十八年十一月三十日
---------------------	---	--	---------------------	-----------------------

○宮城県告示第九百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業真野大谷地地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年十二月七日から平成二十九年一月十二日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

○宮城県告示第九百九十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、気仙沼加入区、唐桑加入区、北上町十三浜加入区、河北町大川加入区、牡鹿町泊浜加入区、表浜加入区、石巻市東部加入区、石巻市万石浦渡波加入区、矢本町加入区、宮戸加入区、宮戸西部加入区、大塩釜加入区、塩釜市浦戸加入区、閉上加入区、石巻市加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十八年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
内方沢	土石流	刈田郡蔵王町宮字内方（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
内方沢2	土石流	刈田郡蔵王町宮字鹿野（次の図のとおり）		
別当地沢	土石流	刈田郡蔵王町宮字荒子（次の図のとおり）		
沢南下沢1	土石流	刈田郡蔵王町宮字沢南下（次の図のとおり）		
沢南下沢2	土石流	刈田郡蔵王町宮字沢南下（次の図のとおり）		
沢南下沢3	土石流	刈田郡蔵王町宮字沢南下（次の図のとおり）		
沢南上沢	土石流	刈田郡蔵王町宮字沢南上（次の図のとおり）		
沢南沢1	土石流	刈田郡蔵王町宮字沢南上（次の図のとおり）		
沢南沢2	土石流	刈田郡蔵王町宮字館山（次の図のとおり）		
根方沢	土石流	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字北原尾（次の図のとおり）		
七日原沢	土石流	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山（次の図のとおり）		
北山沢	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山（次の図のとおり）		
土浮山沢2	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山（次の図のとおり）		
土浮山沢9	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山（次の図のとおり）		
土浮山沢10	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山（次の図のとおり）		

鎌倉沢	館山	町	遠刈田温泉の1	仲町	平沢沢2	平沢沢1	平沢沢	西原沢	町尻沢2	町尻沢1	花町沢	森山沢	花町沢2	川子石沢2	川子石沢1	入山沢1	入山沢	手代木沢	弁天沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
刈田郡蔵王町大字平沢字鎌倉沢（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町宮字館山（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町宮字井戸井（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字千間（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町遠刈田温泉仲町（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字平沢字鎌倉沢（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字平沢字湯口（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字平沢字湯口（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字平沢字西原（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字平沢字西原（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字平沢字西原（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字平沢字町尻（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字円田字森山（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字円田字片平山（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字円田字川子石（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字円田字川子石（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字円田字入山（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字円田字入山（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町大字円田字弁天（次の図のとおり）

川子石	急傾斜地の崩壊	刈田郡蔵王町大字円田字川子石（次の図のとおり）
弁天	急傾斜地の崩壊	刈田郡蔵王町大字円田字弁天（次の図のとおり）
館山の2	急傾斜地の崩壊	刈田郡蔵王町宮字館山北（次の図のとおり）
沢北	急傾斜地の崩壊	刈田郡蔵王町宮字沢北（次の図のとおり）
土浮山	急傾斜地の崩壊	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十八年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
別当地沢2	土石流	刈田郡蔵王町宮字荒子（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
沢南下沢4	土石流	刈田郡蔵王町宮字沢北（次の図のとおり）	
湯口沢	土石流	刈田郡蔵王町大字平沢字湯口（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、涌谷町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十二月六日

宮城県北部地方振興事務所

一 就任した者
所長 高橋 平勝

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十八年十一月八日	三浦 敬	石巻市前谷地字樋口百五十四番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十八年九月三十日	廣瀬 好美	遠田郡涌谷町字花勝山石坂道東二号八番地	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十二月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
富谷市三ノ関字三枚橋十四番三、二十六番十一の 一 部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

富谷市三ノ関字三枚橋五番地の 一
相澤 直人
富谷市三ノ関字三枚橋五番地の 一
相澤 正夫

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十二月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
巨理郡山元町山寺字北泥沼二百二十二番一、二百二十二番二、二百二十二番三、二百二十二番四、二百二十二番五、二百二十二番十六、二百二十二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

番十八、二百二十二番六の 一 部
巨理郡山元町小平字南六十番地五
有限会社アークテック

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十二月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
牡鹿郡女川町針浜字浜中二百七十一番の 一 部、二百七十二番の 一 部、二百八十番の 一 部、二百八十一番の 一 部、二百九十九番の 一 部、三百番の 一 部、三百一十番、三百三番、三百四番一、三百五番五、三百八番一、三百六十九番六の 一 部、三百六十九番七の 一 部、二百七十一番地先の水の 一 部、二百九十九番地先の水の 一 部、三百一十番地先の水の 一 部、三百三番地先の水の 一 部
株式会社ヤマホン
牡鹿郡女川町女川浜字東伊勢二番地

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十二月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
巨理郡山元町高瀬字合戦原百番の 一 部、百番地先の道の 一 部（一工区、二工区）
山元町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する件

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選挙管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二のせん長春館の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年十二月六日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第16号

平成28年10月3日付けで当委員会が行った一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県気仙沼市松崎高谷地内から同市唐桑町只越地内まで）及びこれに伴う市道付替工事に係る裁決手続開始決定において、誤りがあったことが確認されたので、次のとおり更正する。

平成28年12月6日

宮 城 県 収 用 委 員 会

更正の対象	正	誤
別紙のうち 番号23の住所欄	茨城県つくば市花畑3丁目9番地2 野沢住宅A棟	茨城県古河市大和田965番地6 大和田アパルトA棟101号
別紙のうち 番号46の氏名欄	窪田 香苗	水上 香苗

○宮城県収用委員会告示第17号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成28年12月6日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称
宮城県
- 2 事業の種類
一般河川阿武隈川水系五間堀川改修工事（左岸：宮城県岩沼市寺島字北新田地内から同市早股字

前川地内まで、右岸：宮城県岩沼市押分字八反田地内から同市下野郷字新藤宮根地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県岩沼市早股字前川

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
17番2	原野	原野	11,835	広大地のため 実測せず	315.24

- 4 土地所有者の氏名及び住所
別紙のとおり

- 5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年11月28日

○宮城県収用委員会告示第18号

宮城県起業の一級河川阿武隈川水系五間堀川改修工事（左岸：宮城県岩沼市寺島字北新田地内から同市早股字前川地内まで、右岸：宮城県岩沼市押分字八反田地内から同市下野郷字新藤宮根地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事に係る土地収用事件（五間堀川早股事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成28年12月6日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日 時 平成29年1月16日（月）午後1時30分から
 - 2 場 所 仙台市青葉区上杉一丁目2-3 宮城県自治会館 200会議室及び201会議室
 - 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等
- 宮城県収用委員会告示第19号
- 五間堀川早股事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。
- 平成28年12月6日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

平成28年11月4日付け宮収第38号 審理の開始についての通知書

2 通知を受けるべき者

大友 義雄 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「宮城県岩沼市相の原一丁目1番6号」